

## 「しずおかメディアチャンネル学生特派員」設置要領

### 1 趣旨

若年層の県政への関心を促し、共感と参画を得るため、「しずおかメディアチャンネル学生特派員」(以下、「特派員」という。)を設置する。

### 2 委嘱

しずおかメディアチャンネル学生特派員募集要項に基づき、広聴広報課長が選定・決定し、委嘱する。

### 3 任期

任期は、委嘱開始日から委嘱が取り消される日まで  
(特派員から辞任の申し出がない限り、委嘱は継続される。)

### 4 特派員の資格

- ・ 応募する日において以下の要件をすべて満たす者
  - (1) 県政に興味があり、施策やイベント等に関する取材やコンテンツ制作に意欲を持つ者
  - (2) 18歳以上25歳以下の者
  - (3) 県内在住又は県内の大学等(※)に通学し、令和8年度中在籍を続ける見込みの学生  
(※)大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校(高専)4年生・5年生等

### 5 特派員の活動

#### (1) 取材活動

県の施策やイベント、またはそれに携わる職員・関係者の「思い」や「伝えたいこと」等を学生目線で取材。

#### (2) コンテンツ(記事または動画)制作

取材活動により得られた内容をまとめたコンテンツを制作する。

特派員が制作したコンテンツは県の情報発信サイト「しずおかメディアチャンネル」や県公式 SNS 等で職員が公開する。

### 6 特派員の解嘱

広聴広報課長は、特派員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があった場合
- (2) 本人が死亡した場合
- (3) 犯罪行為、公序良俗に反する行為、学生又は社会人としての本分、マナーに著しく反する行為を行ったことが明らかになった場合。

## 7 その他

(1) 以下の費用については、県の規定に基づき県が負担する。(口座振込による後払い)

ア 県庁での委嘱式や打合せへの出席に要する旅行費用

イ 取材活動に要する旅行費用

ウ イベント等への参加費

エ 完成した制作物に係る報酬

(ア) 記事:1件 3,000 円

(イ) 動画(YouTube 縦型ショート):1件 3,000 円

(ウ) 動画(YouTube 横型):1件 5,000 円

(2) この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

## 附 則

本要領は、令和5年12月11日から施行する。

本改正は、令和6年4月15日から施行する。

本改正は、令和7年3月4日から施行する。

本改正は、令和8年2月13日から施行する。